

後期高齢者医療制度へ加入された方の保険料の当初の支払い方法について

		加入年度の支払い月 (納付書の期別)											次年度の 支払い月		支払う保険料の概要	
		4月	5月	6月	7月 第1期	8月 第2期	9月 第3期	10月 第4期	11月 第5期	12月 第6期	1月 第7期	2月 第8期	3月 随時1期	4月 随時2期		5月 随時3期
後期 高齢者 医療 制度に 加入 した 月 (75歳 の 誕生 月 など)	4月				○	○	○	○	○	○	○				4月から3月までの12か月分を8回で支払い	
	5月				○	○	○	○	○	○	○				5月から3月までの11か月分を8回で支払い	
	6月					○	○	○	○	○	○				6月から3月までの10か月分を7回で支払い	
	7月						○	○	○	○	○				7月から3月までの9か月分を6回で支払い	
	8月							○	○	○	○				8月から3月までの8か月分を5回で支払い	
	9月								○	○	○	○				9月から3月までの7か月分を4回で支払い
	10月									○	○	○				10月から3月までの6か月分を3回で支払い
	11月										○	○				11月から3月までの5か月分を2回で支払い
	12月											○				12月から3月までの4か月分を1回で支払い
	1月												○			1月から3月までの3か月分を1回で支払い
	2月													○		2月から3月までの2か月分を1回で支払い
	3月														○	3月の1か月分を1回で支払い

後期高齢者医療制度に加入する前の公的医療保険（国民健康保険や社会保険）の保険料の計算がされている期間

※上記はあくまで予定です。計画が変更となる場合もありますのでご了承ください。

- 上記の表の中の「 ○ 」が、保険料の支払いがある月です。
通常は月末が支払い期限（口座振替の場合は引落日）となりますが、月末が土日祝日の場合は次の平日が支払い期限となります。
- 一番初めに到達する「 ○ 」のある月の中旬に、加入年度の保険料をお知らせする通知を送付します。
- 「 ○ 」のある月の2か月前までに口座引落としの手続きをされた場合、最初の支払いから口座引落としが開始できます。
口座振替の手続きをされていない場合、保険料のお知らせと同時に保険料支払いのための用紙（納付書）が1年分まとめて届きます。
- 加入する月によって年度の加入月分を何回で支払うかが変わってきます。特に、12月に加入される方は、加入年度の最終納期が最初の支払いとなってしまったため、2月（第8期）に4か月分の保険料のお支払いが必要となります。
ご迷惑をお掛けしますが、お支払いのご準備をお願いします。